	る。）
AA2 令5＝0.00380 AA2 令6＝0.00545	AA2＝0.00380
Z3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	Z3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AA3 令5＝0.00634 AA3 令6＝0.00908	AA3＝0.00634
Z4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	Z4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AA4 令5＝0.00380 AA4 令6＝0.00545	AA4＝0.00380
［略］	［同左］
Y5 令5＝0.00634 Y5 令6＝0.00908	Y5 令5＝0.00634
X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
［略］	［同左］
Y5'令5＝0.00760 Y5'令6＝0.01090	Y5'令5＝0.00760
［略］	［同左］